

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年9月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

11番、金崎悟朗君及び12番、阿部義正君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの14日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日までに受理した請願はありません。

なお、陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告についてはお手元に配付しております概要報告のとおりですので、御覧願います。

次に、行政報告を行います。町長、御登壇願います。町長。



- 日程第 4 報告第 16 号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 17 号 工事請負変更契約の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 18 号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 7 報告第 19 号 「大槌町地域防災計画」の変更に係る報告について
- 日程第 8 議案第 48 号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること
について
- 日程第 9 議案第 49 号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 50 号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 51 号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 52 号 大槌町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 53 号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 54 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 55 号 町道の路線認定について
- 日程第 16 議案第 56 号 大槌町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 17 議案第 57 号 令和 3 年度大槌町一般会計補正予算（第 4 号）を定める
ことについて
- 日程第 18 議案第 58 号 令和 3 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）を定めることについて
- 日程第 19 議案第 59 号 令和 3 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
を定めることについて
- 日程第 20 議案第 60 号 令和 3 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）を定めることについて
- 日程第 21 認定第 1 号 令和 2 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 2 号 令和 2 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 23 認定第 3 号 令和 2 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第24 認定第4号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第25 認定第5号 令和2年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第26 認定第6号 令和2年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第16号損害賠償額の専決処分の報告についてから、
日程第26、認定第6号令和2年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、23件
を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。第
48号については町長から、それ以外は総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして、1件の人事案件を提出いたします。

議案第48号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、現委
員の高木聖子氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、新たに同委員に東梅
広美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規
定により議会の同意を求めるものであります。

東梅広美氏の住所は、大槌町小槌第18地割34番地。生年月日が昭和45年4月20日の51
歳。任期は、本年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ適格者と考え
ております。

以上、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げまして、提案
理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和3年9月大槌町議会定例会における人事案件を除
く報告4件、議案12件、認定6件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第16号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車の運転による物損事故に
係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第17号工事請負変更契約の専決処分の報告については、斎場火葬炉設備工事変更
契約に関し、専決処分をしたことから報告するものであります。

報告第18号健全化判断比率の状況の報告については、令和2年度決算に係る健全化判
断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

報告第19号「大槌町地域防災計画」の変更に係る報告については、令和3年3月に変

更された岩手県地域防災計画との整合を図ることを目的として変更した大槌町地域防災計画について報告するものであります。

議案第49号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災復興特別区域法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、関係省令の改正があったことにより、課税免除の適用期間等関係条項について所要の改正を行うものであります。

議案第50号から第53号までは、条例の一部改正となります。

議案第50号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、令和3年8月4日に健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第51号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、東日本大震災被災者の優遇を廃止及び一部の部屋について単身入居を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第52号大槌町定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、多様化する社会的ニーズへの対応や定住人口拡大、労働力の確保など、地域課題の解決を図る施策の一環として、大槌町定住促進住宅の活用を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第53号大槌町公民館条例の一部を改正する条例については、教育委員会執務室の役場本庁舎への集約化及び大槌町協働地域づくり推進指針に基づき、公民館の指定管理者制度の導入を可能とするため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第54号工事請負契約の締結については、元年災震岩（1）農業用施設災害復旧工事に係る変更契約であります。

議案第55号町道の路線認定については、復興事業に伴い整備した町道1路線を認定するものであります。

議案第56号大槌町過疎地域持続的発展計画の策定については、令和3年法律第19号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い大槌町過疎地域持続的発展計画を策定したものであります。

議案第57号から議案第60号までは、各会計の補正予算であります。

議案第57号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、人件費東日本大震災津波復興基金市町村交付金返還金等の計上に伴う補正であり、歳入

歳出予算に20億5,265万円を追加し、歳入歳出総額を115億5,985万5,000円とするものがあります。

第2条では地方債の追加2件、変更1件の補正であります。

議案第58号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、高額療養費保険者負担金、国庫支出金過年度返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に1,584万4,000円を追加し、歳入歳出総額を17億337万2,000円とするものであります。

議案第59号令和3年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等過年度返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に6,259万1,000円を追加し、歳入歳出総額を16億3,888万5,000円とするものであります。

議案第60号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金等による補正であり、歳入歳出予算に12万3,000円を追加し、歳入歳出総額を1億3,144万円とするものであります。

認定第1号から認定第6号までについては、各会計の決算の認定であります。

令和2年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開きください。

認定第1号令和2年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額233億1,087万2,000円に対し収入済額203億5,483万1,577円、支出済額189億4,958万8,597円であります。歳入歳出差引額は14億524万2,980円で、繰越明許費等に充当する財源6億1,057万9,000円を差し引いた実質収支額は7億9,466万3,980円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額16億9,233万8,000円に対し収入済額17億6,470万3,606円、支出済額16億4,785万8,956円であります。歳入歳出差引額は1億1,684万4,650円であり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第3号令和2年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額15億7,616万3,000円に対し収入済額15億5,435万5,048円、支出済額14億9,176万3,581円であります。歳入歳出差引額は6,259万1,467円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第4号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、

予算現額 1 億3,285万2,000円に対し収入済額 1 億3,101万5,559円、支出済額 1 億3,089万1,387円であります。歳入歳出差引額は12万4,172円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額267億1,222万5,000円に対し収入済額238億490万5,790円、支出済額222億2,010万2,521円であります。歳入歳出差引額は15億8,480万3,269円であり、翌年度へ繰り越すべき財源 6 億1,057万9,000円を差し引いた 4 会計合計の実質収支額は 9 億7,422万4,269円であります。

次に、認定第 5 号令和 2 年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります。

大槌町水道事業会計決算書 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出における収入については、決算額 4 億2,628万1,534円であります。支出については、決算額 3 億3,199万7,176円であります。

次ページをお開きください。

資本的収入及び支出における収入については、決算額 1 億2,313万200円であります。支出については、決算額 2 億2,373万1,538円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億138万3,438円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金から補填しております。

次に、認定第 6 号令和 2 年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてであります。

大槌町下水道事業会計決算書 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出、収入です。

第 1 款公共下水道事業収益については、決算額 7 億363万6,911円であります。

第 2 款漁業集落排水処理事業収益については、決算額 2 億2,338万123円であります。

次ページをお開きください。

支出についてです。

第 1 款公共下水道事業費用については、決算額 7 億7,658万1,059円であります。

第 2 款漁業集落排水処理事業費用については、決算額 2 億7,149万6,415円であります。

3 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入です。

第 1 款公共下水道事業資本的収入については、決算額 3 億303万9,430円であります。

第 2 款漁業集落排水処理事業資本的収入については、決算額 1 億4,537万1,415円であります。

4ページをお願いいたします。

支出についてです。

第1款公共下水道事業資本的支出については、決算額4億4,785万7,036円であります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的支出については、決算額1億7,479万7,553円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,572万1,744円は、当年度分損益勘定留保資金で全額補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日設置予定の決算特別委員会において決算審査が行われるわけですが、限られた日程であり、スムーズな議事進行とするため、決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様から資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、6日月曜日の午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日3日から6日までは議案思考のため休会とし、7日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前10時43分